

知的財産法の観点から

今村哲也(明治大学)

報告内容

1. 国際的な動向
 - 国際条約の規定, WIPOやWTOにおける議論
 - 二国間・複数国間貿易協定の動向
 - 諸外国の制度類型とその動向
 - 国際的な動向からみた問題点
2. 地域団体商標との関係
 - 先後関係, 普通名称化への対応
3. 不正競争防止法等との関係
4. 問題提起

1. 国際的な動向-国際条約の規定-

• 多国間条約

- 原産地表示(indications of source: **IS**)・・・パリ条約等
- 原産地名称(appellations of origin: **AO**)・・・リスボン協定等
 - パリ条約にも原産地名称という用語はあるが定義はない
- 地理的表示(Geographical Indications: **GI**)・・・TRIPS協定等

※ 各々の定義や保護範囲も相違する

※ 我が国はリスボン協定に未加入

各種概念の広狭

地理的原産地(IGO)

ある国, 地方又は土地の地理上の名称であって, その国, 地方又は土地から生じる生産物を表示するために用いるものをいう。ただし, 当該生産物の品質及び特徴が自然的要因及び人的要因を含む当該国, 地方又は土地の環境に専ら又は本質的に由来する場合に限る。

パリ条約
原産地表示
1883年・174

TRIPS協定
地理的表示
1994年・159

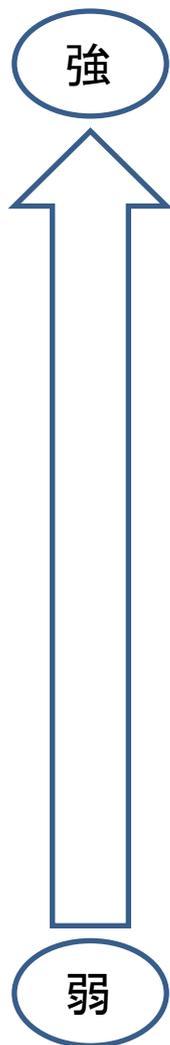
リスボン協定
原産地名
1958年・27

ある商品に関し, その確立した品質, 社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において, 当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示

※ 数字は加盟国等の数

※ 西暦年は成立年。

保護レベル



リスボン協定上の原産地名称の保護

一般産品(ぶどう酒・蒸留酒含む): 絶対的保護
国際登録制度 + 普通名称化の制限

TRIPS協定上の地理的表示の保護

一般産品: 誤認
ワイン・スピリッツ: 絶対的保護
: 国際通報登録制度

マドリッド協定上の原産地表示の保護

虚偽表示 / 誤認
ぶどう生産物: 普通名称化の制限

パリ条約上の原産地表示の保護

虚偽表示
※権利執行の確保:
経過規定で全部「尻抜け」

WIPOにおける議論－原産地名称(AO)の保護 リスボンシステムの発展に関する作業部会

絶対的保護

条件的保護

国際登録制度

地理的表示に拡大？
工業品への保護拡大？

一般的
産品

AOが少ない国には、メリットが少ない制度

WTOにおける議論 地理的表示(GI)の保護

絶対的保護(追加的保護)

多国間通報登録制度(交渉事項)

長年にわたり交渉中

…合成テキスト草案(2011.4)

絶対的保護の拡大の議論?

…こう着状態

ワイン・
スピリッ
ツ

条件的保護

一般的産品

ワイン・スピリッツのGIが少ない国(日本)には, メリットがあまりない制度

国際的な動向

二国間・複数国間貿易協定 (RTAs)

(1) 米国およびEUのRTAとGI

(i) 米国のRTAsとGI

- TRIPS協定以前
- TRIPS協定以後—米韓FTA等

(ii) EUのRTAsとGI

- グローバル・ヨーロッパ以前
- グローバル・ヨーロッパ以降—EU韓国FTA

(iii) 韓国の対応

参考: 大町真義「FTA/EPAへの多数国間知財問題の波及とその含意—先進国・開発途上国及び新旧世界による地域貿易協定の利用の新たな段階か?」AIPPI 57巻10号(2012年)

諸外国の制度類型

- (1) 商業的な慣行に対する規制：不正競争，消費者保護，食品基準等
- (2) 商標法による保護：
 - ① 原産地ではないGIを商標として登録及び使用することの禁止
 - ② 団体，保証，証明標章を通じた保護
- (3) スイ・ジェネリス保護：GI保護のために特に設けられた法律や規則

国際的な動向からみた問題点

- 国際的な各種フォーラム（RTAsや各国内の動向含む）の議論のトレンドは，登録型のGI保護制度を少なくとも排除するような動きとはなっていない
 - グローバル・ヨーロッパ以降のEUの動向
 - 多国間通報登録制度はTRIPS協定のビルトインアジェンダ
 - リスボンシステムの発展・拡大の可能性？
- 日本は，基本的に，一般的産品のGI保護を目的とした登録型の制度を有していない
- 諸外国の制度と比較し，制度的手当が薄い

2. 地域団体商標との関係

- TRIPS協定上のGI概念は比較的幅広いため、地域団体商標保護と同協定上のGI保護との交錯部分はある
- 地域団体商標制度下で発展した地域ブランドは、GI保護を受ける表示の主要なリソースとなる可能性が高い
- しかし、地域団体商標制度は、地域ブランドの発展助成のための制度として設計されたもの
- 多国間通報登録制度ができた場合、地域団体商標の登録リストをそのままGIリストとして提出するのは困難
- 国際的制度との関係でインターフェースとなる追加的な国内制度が必要？

3. 不正競争防止法等との関係

- 保護の交錯部分はあるが、併存に特段の問題なし？
- TRIPS協定の地理的表示の保護
 - 一般的産品：民事上の司法手続(42条)／具体的保護形式は自由
 - ワイン・スピリッツ：行政的規制での対応を認容(23条1項の注)
- 既存の保護制度をそのまま利用できたことが、GI分野における国内法の自律的發展を損なってきた原因のひとつ？
 - 一般的産品に関するTRIPS協定上の義務
 - 不正競争防止法などの規律で充足
 - ぶどう酒・蒸留酒の追加的保護
 - 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(酒団法)による国税庁長官通達で、同条の義務を実施(日本)
- 地域団体商標制度下で地域ブランドが発展／「クールジャパン」関連の施策の展開／新大陸・旧大陸間の問題との認識が変化？

3. 不正競争防止法等との関係

- TRIPS協定23条における絶対的保護
 - 誤認を要件とする不正競争法等の規律とは異なる方向性・根拠から，積極的に正当化
 - 伝統的知識，農業政策目的の達成，多様性の保全などの観点から，地域産品の重要性を強調し，追加的保護拡大を正当化しようとする議論
- GIに内在する固有の利益という観点を分析し，国内法の自律的發展に向けた議論が重要

抵触する場合の対応

先	後	商品	原産地	生産者	想定される解決策
GI	TM	同一	同一	同一	①GI優先 or ②併存
GI	TM	同一	同一	非同一	①GI優先 or ②生産者が協調
GI	TM	同一	非同一	非同一	①GI優先 or ②併存(但し、原産地の誤認ない場合)
TM	GI	同一	同一	同一	①商標優先 or GIが常に優先 or ②併存
TM	GI	同一	同一	非同一	①商標優先 or GIが常に優先 or ②生産者が協調
TM	GI	同一	非同一	非同一	①商標優先 or GIが常に優先 or ②併存(但し、原産地の誤認ない場合)
GI	GI	同一	同一	非同一	①先の生産者のみ可 or ②生産者が協調

普通名称化への対応

先	後	解決策
普通名称化	GI	①登録を認める or ②登録を認めない
GI	普通名称化	①登録の維持を認める or ②登録の維持を認めない

GIが先で、同じGIを含む商標が後の場合

商品	原産地	生産者	想定される解決策
同一	同一	同一	①GI優先 or ②併存
同一	同一	非同一	①GI優先 or ②生産者が協調
同一	非同一	同一	—
同一	非同一	非同一	①GI優先 or ②併存(但し、原産地の誤認ない場合)
非同一	同一	同一	①併存
非同一	同一	非同一	①併存
非同一	非同一	同一	—
非同一	非同一	非同一	①併存(但し、原産地の誤認ない場合)

同じGIを含む商標が先で，GIが後の場合

商品	原産地	生産者	想定される解決策
同一	同一	同一	①商標優先 or GIが常に優先 ②併存
同一	同一	非同一	①商標優先 or GIが常に優先 ②生産者が協調
同一	非同一	同一	—
同一	非同一	非同一	①商標優先 or GIが常に優先 ②併存(但し，原産地の誤認ない場合)
非同一	同一	同一	①併存
非同一	同一	非同一	①併存
非同一	非同一	同一	—
非同一	非同一	非同一	①併存(但し，原産地の誤認ない場合)

同じGIが先後する場合

商品	原産地	生産者	想定される紛争の在り方
同一	同一	同一	—
同一	同一	非同一	①先の生産者のみ可 or ②生産者が協調
同一	非同一	同一	—
同一	非同一	非同一	併存を認める
非同一	同一	同一	併存を認める
非同一	同一	非同一	併存を認める
非同一	非同一	同一	—
非同一	非同一	非同一	併存を認める

4. 問題提起

- GIの固有の利益という観点から、国内法の自律的發展に向けた議論が重要
- 国際的制度との関係でインターフェースとなる追加的な国内制度が必要？
- 登録型の地理的表示の保護制度を作る場合、商標との抵触や普通名称化との関係について整理の必要

ご清聴ありがとうございました。

明治大学・今村哲也

imamura@kisc.meiji.ac.jp